

日本におけるビジネスと人権 —高まるグローバルな期待—

二〇一一年国連人権理事会において、国連事務総長の前特別代表、ハーバード大学のジョン・ラギー博士によって作成された『ビジネスと人権に関する国連指導原則』が、日本を含む参加国の全会一致で承認された。毎年多くの宣言や文書が国連から出されているなかで、なぜこの指導原則がこんなにも注目を集めているのか？ここに三つの理由を述べる。

第一に、指導原則は人権保護という国家の国際法上の既存の義務を再度強調し、この義務をはたすために必要な政策と法的措置の「賢い組み合わせ(smart mix)」を詳述している。同時に、規模、セクター、オペレーションの場所に関わらず、すべてのビジネスが人権を尊重する責を負うことを明確にしている。その意味するところは、他者の人権を侵害しないこと、自らが関係しているかもしれない負のインパクトに対処することである。その対象は、労働者、企業のオペレーション地の地元のコミュニティ、顧客そして製品・サービスの消費者などを含む。

第二に、指導原則は国家もビジネスも理解できる言葉を語っている。ビジネスにとつては、リスクを軽減するためのデューデリジェンスというよく通じている考え方と、負のインパクトが生じたときに救済を可能にさせるための補償や苦情処理メカニズムの理解のうえにつくられている。人権に対する負のインパクトを防止し対処するプロセスは、人権に特有の観点を考慮にいれば、既存の企業システムのなかに組み込むことができる。

第三に、指導原則は、ビジネスに「例のとおり」のCSR (CSR as usual)を超えた行動—人権への尊重をビジネスの核のオペレーション

ン、すなわちバリューチェーンをとおり自身の活動およびビジネス関係に組み込むこと—を期待している。ビジネスのある面において善いことをすることが他で害を与えることと「相殺(Offset)」できないこと、企業は国内法に規定がなくても人権を尊重することを期待されていることを明確にしている。

これらの三つの点により、指導原則は多くの国々において広く理解されていることは、欧州連合(EU)、コロンビア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、ミャンマー、ペルー、そしてアメリカを含む国家レベルにおける、行動計画の策定や、指導原則をどのように実行するかという議論に見ることができ。たとえば中国においても、主要な国内企業や国際的な企業が一堂に会し、議論をしている。新興市場において特有の人権リスクは存在するが、人権はそれに限定されるものではない。

投資家および株主からの要求の高まりもこの動きに影響している。指導原則の焦点は人々に対するリスクにあてられているが、訴訟、パブリック・キャンペーン、オペレーションの遅滞、ビジネス機会の逸失、自社のスタッフの時間とモラルへの影響を通して、ますますビジネスに対するリスクに移っている。

日本企業のグローバルな仲間たちと競合相手、これらの高まる期待—そしてコストに面している。同様に日本企業も、人権を尊重する責任を認識し、実務においてそれを果たすシステムを有していることを、「知り、示す」ことが必要であろう。人権リスクの効果的なマネジメントは、いまや国内および海外における責任あるビジネスに不可分である。

Rachel Davis / Shift マネージング・ダイレクター

国連事務総長特別代表(当時)ジョン・ラギー博士の元法務アドバイザー。Shiftはジョン・ラギー博士を代表とする『ビジネスと人権に関する国連指導原則』の執筆チームで構成されたNPO。